

レクリエーション施設利用助成のご案内

〔お問い合わせ先 施設課 ☎048-822-3304〕

共済組合では、皆さまの健康保持増進または疲労回復を目的として、レクリエーション施設の入場料等について、その一部を助成しています。

本年度は、新規に6施設を追加契約しましたので、別表「レクリエーション施設一覧表」を確認のうえ、ご利用ください。

① 利用資格者

利用日現在、組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者である方

② 利用券について

施設を利用する場合は、所属所の共済事務担当者のところで、利用券の交付を受けてください。

③ 利用券使用方法

- (1) 利用券は、1人1回につき1枚持参してください。
- (2) 利用券を施設の入場券売り場の窓口等に提出することにより、補助金相当額が控除されます。
- (3) 入場料と補助金相当額の差額については、利用者の負担となります。
- (4) 「レクリエーション施設一覧表」の利用チェック表を活用し、使用回数の把握に役立ててください。
- (5) 福利厚生事業のアウトソーシング「えらべる倶楽部」のサービス（映画・日帰り入浴施設・レジャー施設）との併用はできませんのでご注意ください。

(注) 利用券には、所属所名、組合員氏名、組合員証記号番号、利用者氏名、利用者生年月日など必要事項を必ず記入して下さい。なお、必要事項の記入がない場合、利用が出来ませんので、ご注意下さい。

また、第三者への譲渡及び利用資格を持たない者の使用は、禁止します。

④ 利用回数

別表の施設区分ごとに1年度内1人1回が利用限度です。

ただし、映画館（施設区分68）と日帰り温泉（施設区分69）については、1年度内1人3回が限度となりますのでご注意ください。

⑤ 補助金額の変更

契約内容の変更により、「白樺湖ファミリーランド」については、新たにフリーパス（入園料込み）も取り扱うこととなりましたので、フリーパスに対して 1,500 円の補助金額が追加となります。

⑥ その他

従来の 500 円、700 円、1,000 円、1,500 円の利用券は引き続き使用でき、利用券の裏面に記載のない新規契約施設についてもレクリエーション施設一覧表のとおり使用できますが、記載のない施設を利用する際には、施設名を記入してご利用ください。
また、利用券についてご不明な点がありましたら、施設課までお問い合わせください。

⑦ 任意継続組合員の皆さまへ

任意継続組合員の皆さまにつきましては、任意継続組合員である期間に限り、前記の助成を受けることができます。

なお、利用券の発行に関しましては、施設課までご連絡ください。